

議案第6号

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白岡市国民健康保険税条例（昭和29年白岡町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「被保険者につき」を「国民健康保険の被保険者につき」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の7.15」を「100分の7.37」に改める。

第4条中「33,600円」を「40,100円」に改める。

第5条中「100分の2.54」を「100分の2.58」に改める。

第6条中「15,200円」を「15,700円」に改める。

第8条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第8条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第8条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,806円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第8条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について103円とする。

第20条第1項中「ア」を「当該各号ア」に、「イ」を「当該各号イ」に、「及び同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に、「ウ」を「当該各号ウ」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号エ及びオに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号ア中「23,520円」を「28,700円」に改め、同号イ中「10,640円」を「10,990円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,265円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について73円

第20条第1項第2号ア中「16,800円」を「20,050円」に改め、同号イ中「7,600円」を「7,850円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を

除く。) 1人について903円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について52円

第20条第1項第3号ア中「6,720円」を「8,020円」に改め、同号イ中「3,040円」を「3,140円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について362円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について21円

第20条第2項第1号ア中「5,040円」を「6,015円」に改め、同号イ中「8,400円」を「10,025円」に改め、同号ウ中「13,440円」を「16,040円」に改め、同号エ中「16,800円」を「20,050円」に改め、同項第2号ア中「2,280円」を「2,355円」に改め、同号イ中「3,800円」を「3,925円」に改め、同号ウ中「6,080円」を「6,280円」に改め、同号エ中「7,600円」を「7,850円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 271円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 452円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 722円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 903円

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第7条」の次に「、第8条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保することを目的とした国民健康保険税の税率の見直し及び子ども・子育て支援金制度の開始に伴う子ども・子育て支援納付金分の賦課徴収をするため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。